

1

都市計画道路 中大野中河内線の概要



◆中大野中河内線とは
・水戸市、ひたちなか市、那珂市を結ぶ計画道路「水戸勝田環状道路」の一部を構成する都市計画道路

- ◆整備の目的
- ・地域間交通の強化
 - ・交通分散による渋滞緩和
 - ・災害時の避難路

2 西原工区の概要



事業概要

名称	水戸・勝田都市計画道路事業 3・3・2号 中大野中河内線
延長	1,200m
幅員	25m (4車線)
事業認可日	令和7(2025)年11月19日
事業期間	令和7(2025)年度 ～令和16(2034)年度
施行者	茨城県
告示番号	関東地方整備局告示243号
公告	茨城県報第670号

3 期待される事業効果

◆地域の現状

- ・国道50号と那珂方面を結ぶ経路が複雑
- ・現道の幅員が狭く危険

◆期待される事業効果

交通

- ・南北のアクセス機能強化
- ・渋滞緩和、通過交通の転換

安全

- ・歩車分離による安全性向上
- ・交通事故の抑制

防災

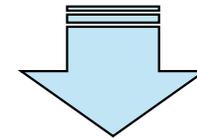
- ・災害時の避難路の確保
- ・救急医療施設への到達時間短縮

4 事業効果



• 国道50号と国道118号・123号が直結
(さらに、南側の松が丘工区との一体的整備により
県道水戸岩間線まで通行可能)

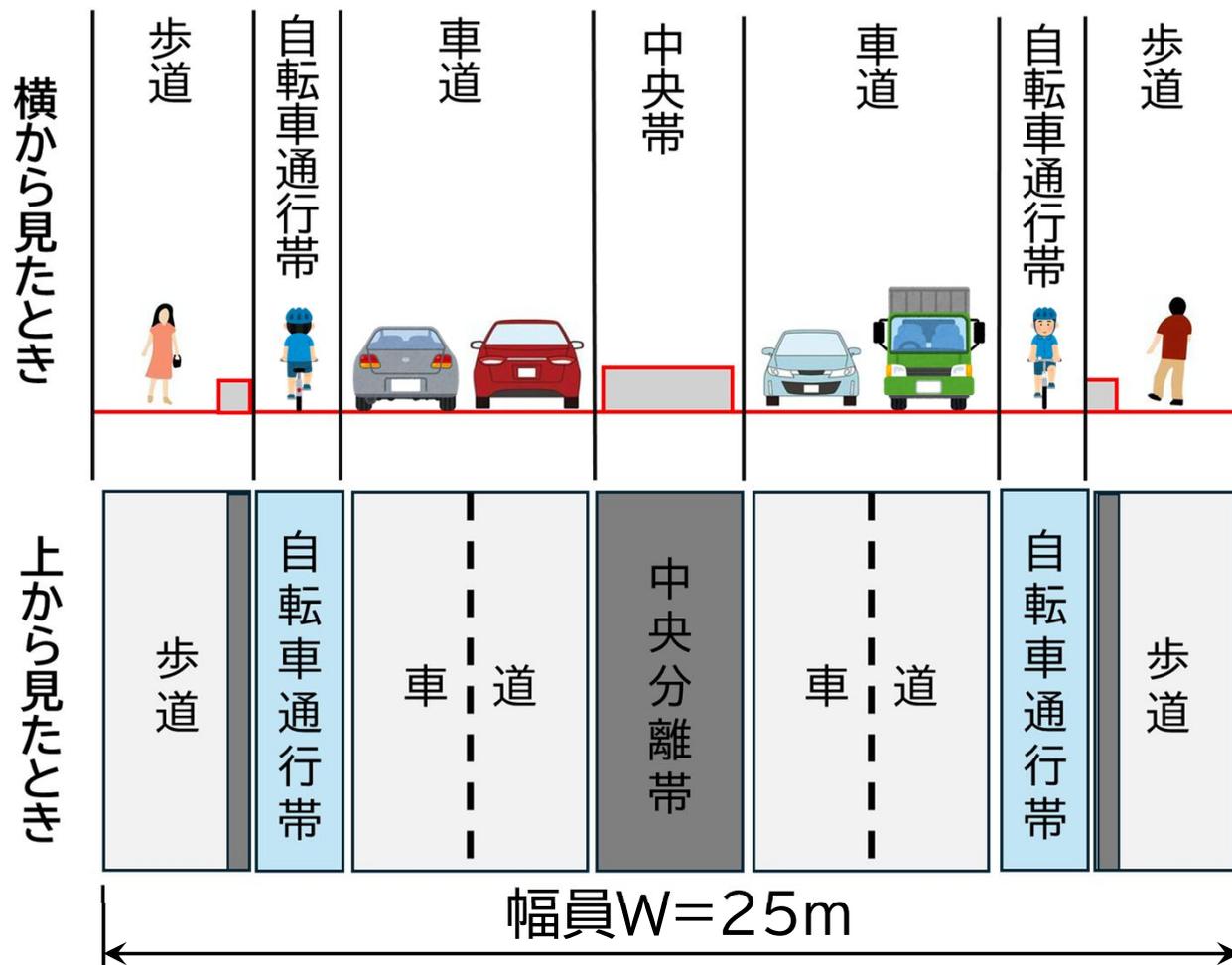
• 幹線道路(中大野中河内線)への交通の
転換により、周辺の幅員狭小な生活道路
へ流入していた交通量が抑制されます



- 地域の安全・安心な生活環境
- 健全で良好な都市の発展に寄与

5 道路計画について

【道路の標準横断図】



6 交差点計画

◆交差点の位置や形状の検討ポイント

地域の利用状況

通学路やバス路線等

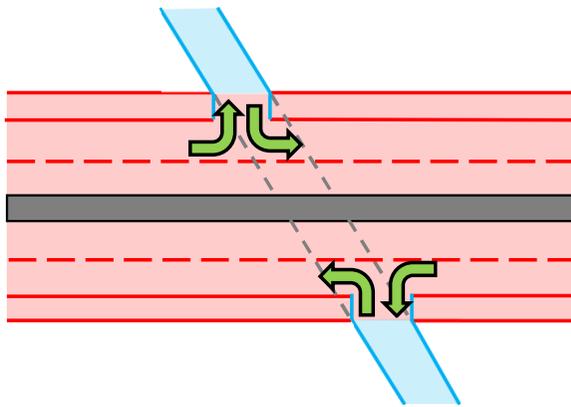
事故の発生状況

現在の交通量

将来の交通予測

◆交差点形状の例

(A)主に市道との交差



○ 左折IN、OUT
× 道路の横断

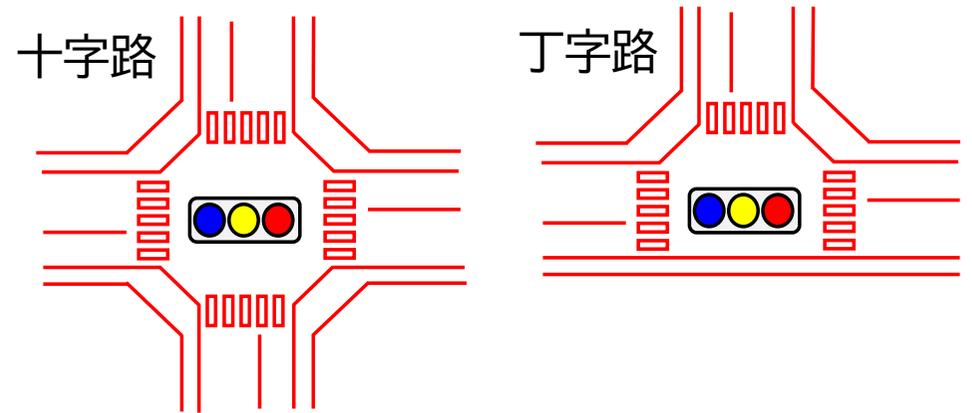


新設道路



元からある道路

(B)主要道路との交差



※横断歩道・信号機については警察と協議

7 中央分離帯の必要性

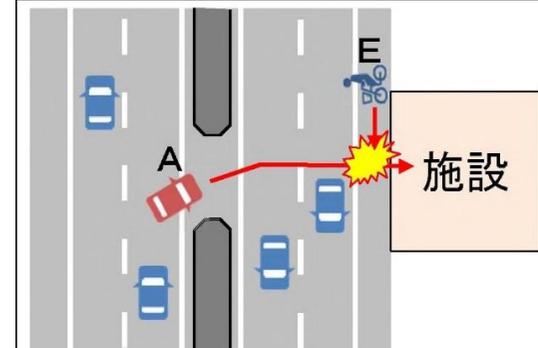
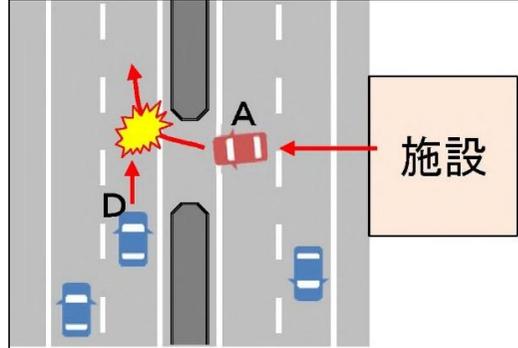
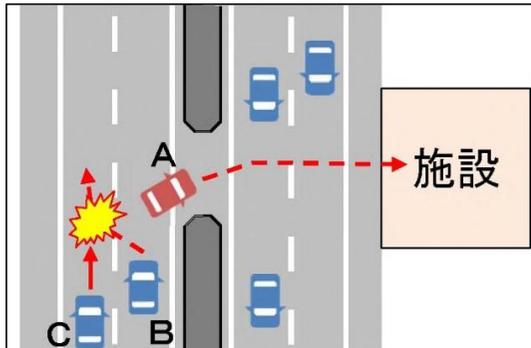
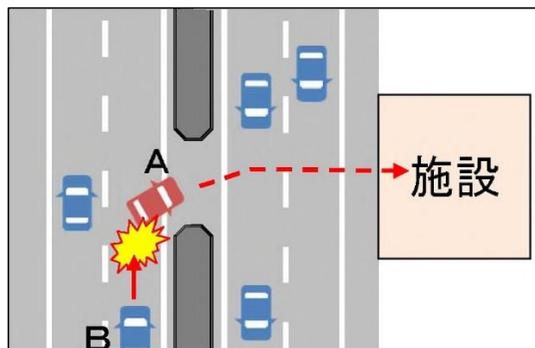
◆信号交差点以外には、安全性を考慮して中央分離帯を設置予定です

中央分離帯で抑制できる事故のリスク

①後続車両の追突

②車線変更時の衝突

③市道からの合流時の衝突 ④自転車・歩行者との衝突



メリット： 重大事故の防止

右折制限による円滑な走行確保

デメリット： 町内会等の分断

道路反対側への行くのに遠回り

⇒ **交通安全と地域の利便性の両立を目指して今後設計を進めます**

8 事業認可取得による法規制

建築等の制限

(都市計画法第65条、
都市計画法施工令第
40条)

・事業地内では、都市計画事業の施行の障害となる恐れのある下記行為には、**許可が必要**となります。

- ①土地の形質変更
- ②建築物の建築
- ③その他工作物の建設
- ④移動の容易でない物件の設置若しくは堆積

土地建物等売買 の制限

(都市計画法第67条)

・事業地内の土地建物等を売却しようとするときは、届け出てください。届出後、30日以内に買い取るかどうかを通知します。

⇒ **事業用地にかかる土地をご売却の予定がある方は、事前に水戸土木事務所 用地課にご相談ください。**

土地収用法の 適用

(都市計画法第70条)

・土地収用法に基づく収用権が付与され、収用委員会に対して裁決申請や明渡裁決の申立が可能になります。

⇒ **任意で用地取得ができるように交渉を行ってまいります。**

9 周知看板の設置について

売買の制限に関する下記の看板を事業地内に設置予定です

都市計画道路事業地内の土地建物等についてのお知らせ

茨城県が施工する水戸・勝田都市計画道路事業3・3・2号中大野中河内線及び3・5・17号水戸駅赤塚線の事業地内における土地建物等については、下記のような有償譲渡制限がありますので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第66条の規定により、お知らせします。

令和8年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1. 事業地

茨城県水戸市西原二丁目、西原三丁目、新原二丁目、曙町、袴塚二丁目及び袴塚三丁目地内

2. 制限内容

当該事業地内の土地建物等を有償(売買、交換等)で譲り渡そうとする者は、その譲渡予定額ならびに相手方、その他当該土地、建物についての所有権以外の権利等について茨城県への届出が必要です。

なお、届出があった後、30日以内に県が買い取り等について通知しますが、この期間内は同法により県以外の第三者に譲渡できませんので、ご注意ください。

3. 問い合わせ先 茨城県土木部道路建設課 TEL 029(301)4650
茨城県水戸土木事務所 TEL 029(225)4055

※設置場所は検討中

10 路線測量の立入について

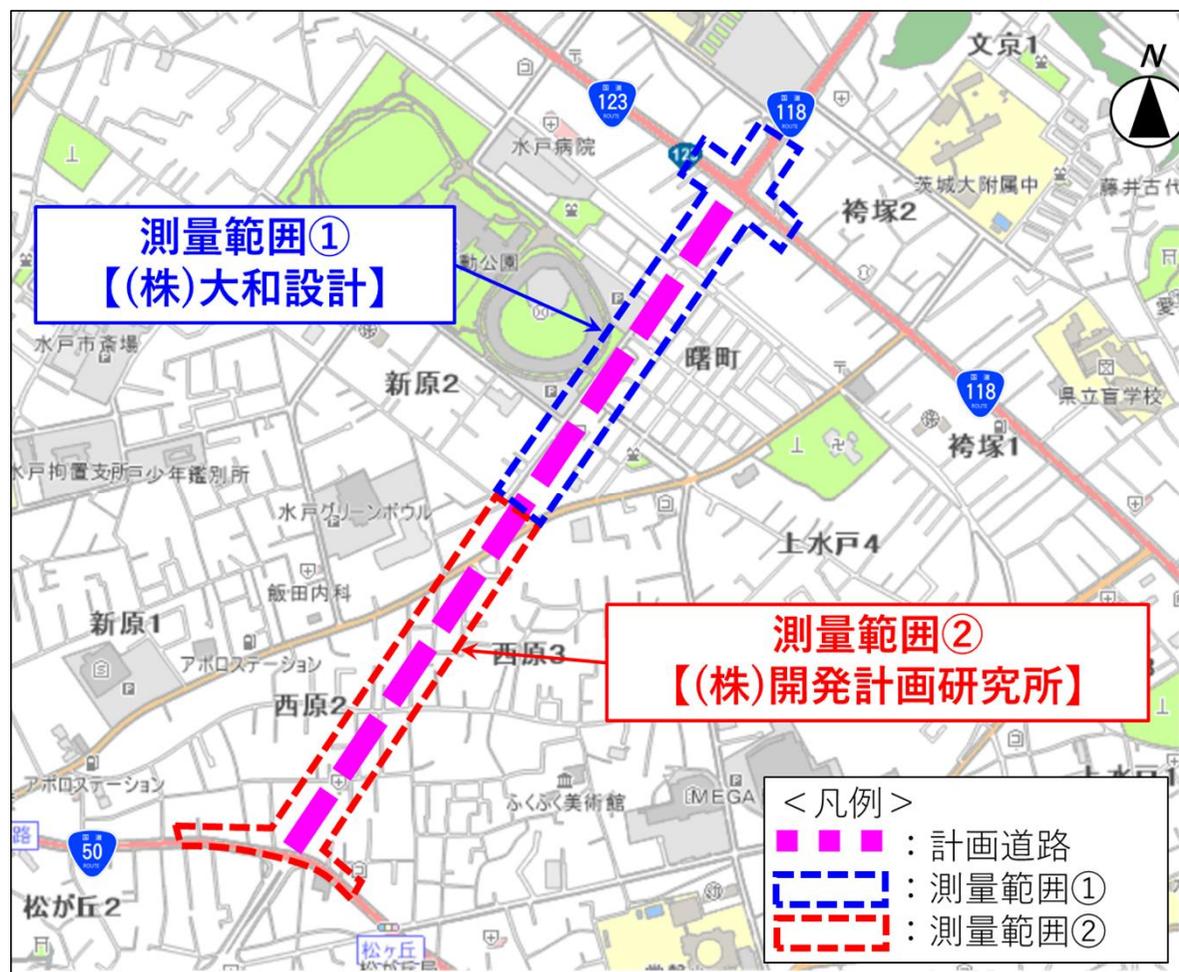
◆路線測量とは

- ・現地の高さ・形状を調査(測定)
- ・現地に測量杭等を設置、都市計計画線の位置を明らかにします。

⇒ **道路の計画線に沿って、作業員が現地に立ち入り、作業を行います。**
土地所有者、近隣の皆様へご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力よろしくお願いいたします。

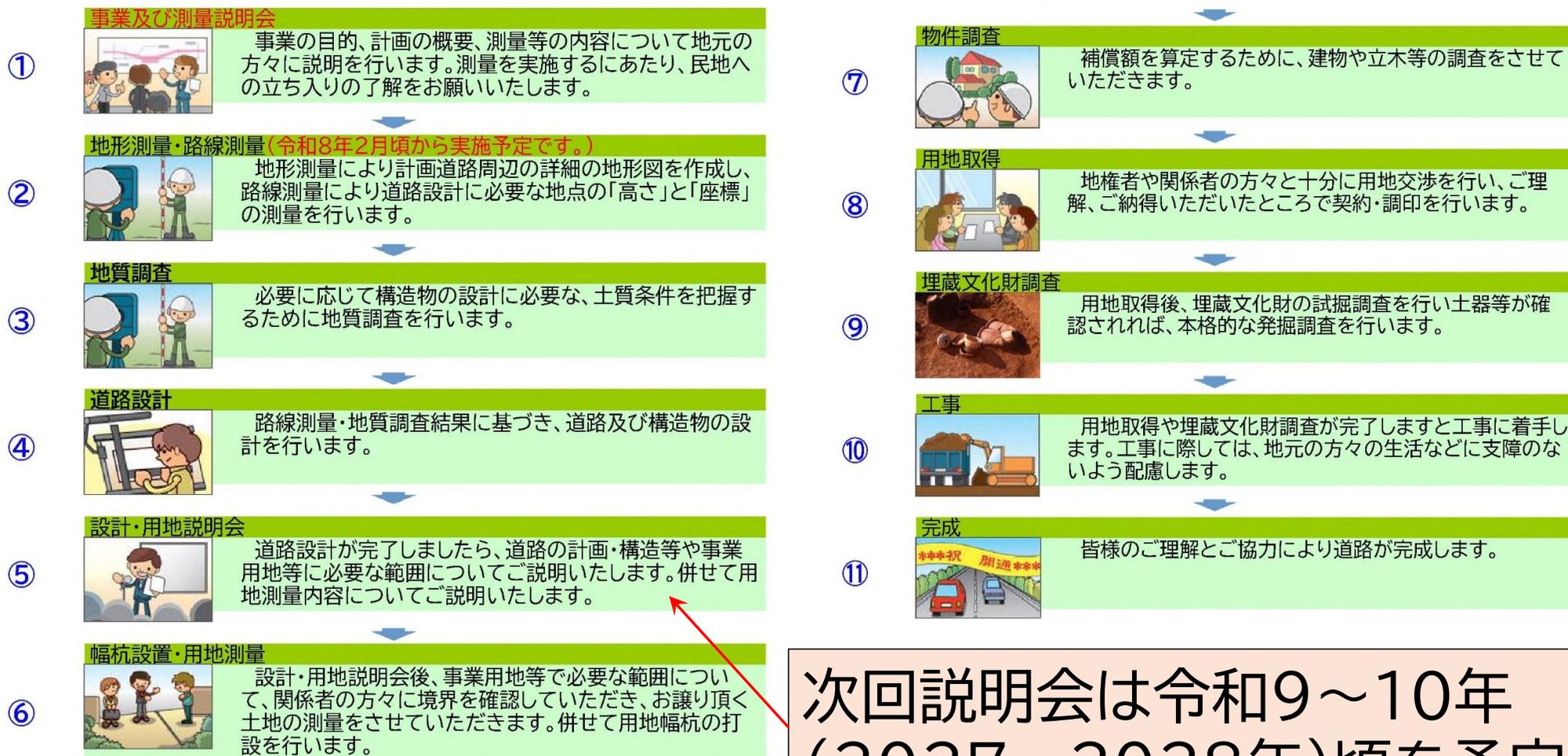
測量業者名

- (1) 株式会社 大和設計
 - (2) 株式会社 開発計画研究所
- ⇒ 作業員は県が発行する身分証明書を携帯します。



※令和8年(2026年)2月頃から着手予定

道路事業の流れ



次回説明会は令和9～10年
(2027～2028年)頃を予定

問い合わせ先

◆事業計画、測量、工事について

茨城県 水戸土木事務所 都市施設整備課

TEL : 029-225-4055

MAIL: mitodo11@pref.ibaraki.lg.jp

◆用地・補償について

茨城県 水戸土木事務所 用地課

TEL : 029-225-4043

MAIL: mitodo03@pref.ibaraki.lg.jp

事業推進へのご理解、ご協力よろしくお願いたします

